

令和7年度
第5回一宮市農業委員会総会
議 事 録

と き：令和7年8月28日（木）

と ころ：一宮市役所本庁舎1401会議室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第5回総会 議事録

令和7年8月28日（木）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2 第1号議案 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案決定について

日程第3 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第4号 事業計画変更承認意見決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

日程第4 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について

報告第3号 許可取消し報告について

報告第4号 現況証明報告について

<出席委員>

(農業委員：17名)

1番 酒井 敏夫	2番 岩田 良彦
3番 奥 智子	4番 熊澤 宣明
5番 坂井 利弘	6番 林 泰江
7番 (欠席)	8番 佐野 正実
9番 岩田 健司	10番 酒井 正明
11番 小島 かな子	12番 内藤 秀基
13番 青山 真由美	14番 佐々 均
15番 浅野 富士男	16番 星野 幸代
17番 成瀬 宏満	18番 杉本 ひろ子
19番 (欠席)	

(農地利用最適化推進委員：17名)

1番 木村 光男	2番 伊藤 末雄
3番 伊藤 則夫	4番 後藤 一敏

5 番 重松 健三
7 番 木全 博
9 番 安田 正雄
11 番 青山 豊
13 番 梶田 政弘
15 番 市川 隆久
17 番 川井 達朗

6 番 柴山 守男
8 番 浅井 孝義
10 番 立山 克生
12 番 後藤 充治
14 番 森 義光
16 番 大宮 憲治

<欠席委員>

(農業委員：2名)

7 番 近藤 篤誼 19 番 江寄 正雄

<事務局>

事務局長 古田 雅巳
課長補佐 坂野 誠

専任課長 角田 篤彦
 加藤 勝明

開 会 (午後2時00分)

【古田事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和7年度第5回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしく願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【古田事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしく願いいたします。

開 会（午後2時05分）

【熊澤議長】

それでは、ただいまから、第5回総会を開催いたします。本日の出席委員は、19名中17名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第1「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【熊澤議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。9番 岩田 健司委員さん、10番 酒井 正明委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2「第1号議案 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

それでは第1号議案の説明に移ります。

本案は、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画について、同法第20条第2項の規定に基づき作成する地域計画の目標地図について変更素案の決定をお願いするものです。一宮市の地域計画は、「旧一宮市地域」「旧尾西市地域」「旧木曾川町地域」の3地域で策定されています。

目標地図の変更につきましては、年4回（5月・8月・11月・2月）目標地図の追加又は削除を行い、最新の状況に変更するものです。

訂正資料の別紙をご覧ください。目標地図から削除する筆一覧です。2筆、1,110㎡となります。

裏面をお願いします。目標地図に新たに追加する筆一覧です。16筆、7,703㎡となります。

以降は、「地域計画目標地図変更素案（案）」となります。

変更後の目標地図素案では、位置づけをした筆数は1,140筆、面積は704,321㎡となります。

本日、この変更素案を決定していただきましたら、一宮市長に提出します。市では、この変更素案をもとに地域計画を変更し、再度、農業委員会の意見を聴取することとなりますが、その変更内容が農業委員会が策定した目標地図の変更素案と同一の場合には、会長専決にて回答させていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、日程第2「第1号議案 農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案決定について」は、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第3「提出議案」を議題とします。

はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転7件、賃借権設定1件です。

詳細は、2ページから3ページとなります。

2ページの40番につきましては、経営拡大のため賃借権を設定されるものです。41番から3ページの46番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。47番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。

以上、農地法第3条許可8件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

【浅野委員】

46番は面積が21㎡となっていますが、実際にはどのような作物を作っていますか。

【事務局】

柿とみかんです。木がそれぞれ一本ずつあります。

【熊澤議長】

その他、意見等ありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の4ページをご覧ください。

議案第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第4条の規定による許可申請です。申請内容は、自作地転用2件です。

詳細は、5ページをご覧ください。

4番につきましては、自己用住宅を建築するものです。5番につきましては、配管設備用地として利用されるものです。

立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。

4番の都市計画法上の許可につきましては、建築指導課と調整済みです。
以上、農地法第4条許可2件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第2号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」を議題としますが、関連がございますので議案第4号「事業計画変更承認意見決定について」も併せて議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

議案第3号と議案第4号について、一括してご説明申し上げます。

議案の順番が前後いたしますが、まず、議案第4号からご説明申し上げます。

提出議案の12ページをご覧ください。議案第4号は、事業計画変更承認意見決定についてです。今月の申請は1件です。

詳細は、13ページをご覧ください。1番につきましては、既存宅地ための最小限の通路として利用するため、2024年11月20日付けにて許可を受けましたが、承継者が建築する住宅の通路及び駐車場として利用する計画に変更となったため、再度転用の許可申請を行うものです。

今回、事業計画変更承認願いと併せて、新たな農地法第5条の許可申請が提出されております。新たな5条許可申請は、10ページの議案第3号120番として上程されております。

提出議案の6ページをご覧ください。

議案第3号について、ご説明申し上げます。

本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転14件、使用貸借権設定5件、賃借権設定4件です。

詳細は、7ページから11ページとなります。

7ページの104番から9ページの114番につきましては、分家住宅、115番、116番につきましては、自己用住宅、117番につきましては、共同住宅、118番につきましては、診療所、10ページの119番につきましては、住宅型有料老人ホーム及び社会福祉施設を建築するものです。120番につきましては、既存宅地ための最小限の通路及び駐車場として利用されるものです。

以上、17件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。

121番につきましては、駐車場、122番につきましては、駐車場兼資材置場、123番につきましては、資材置場、11ページの124番につきましては、蓄電所、125番につきましては、通路として利用されるものです。

126番につきましては、資材置場として一時的に利用されるものです。

立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。

117番、124番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第5条許可23件及び事業計画変更承認意見決定1件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

【浅野委員】

120番ですが、どのような利用形態になるのか、また、車両の確認はできているのか説明してください。

【事務局】

一体利用地の既存宅地に4台、今回申請のあった通路・駐車場敷地に2台の合計6台の車を駐車する予定の図面と車両リストを確認しています。

【熊澤議長】

その他、ご意見ご質問等ありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第3号及び議案第4号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の14ページをご覧ください。

議案第5号について、ご説明申し上げます。

本案は、農用地利用集積等促進計画案の決定についてです。

詳細は、15ページから16ページとなります。15ページの1番、2番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。3番から16ページの17番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で貸借権の設定を行うものです。

なお、地区担当委員（農業委員及び農地利用最適化推進委員）でご協議をいただき、ご了承をいただいております。

以上、農用地利用集積等促進計画案17件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はありませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、日程第4「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出受理報告について」
- ・報告第3号「許可取消し報告について」
- ・報告第4号「現況証明報告について」

を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。

報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、2ページの4件です。3ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。今月の報告は、4ページから9ページの所有権移転25件、使用貸借権設定2件、賃借権設定3件です。10ページをご覧ください。報告第3号は、許可取消し報告についてです。今月の報告は、11ページの1件です。12ページをご覧ください。報告第4号は、現況証明報告についてです。今月の報告は13ページから14ページの6件です。

以上、報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げました。よろしく願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第4号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第4号までご承認いただいたものいたします。

【熊澤議長】

それでは、以上をもちまして、第5回総会を閉会いたします。

本日、皆様に配布しております、議案書2冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

(午後2時45分)

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 熊澤 宣明

署名者 岩田 健司

署名者 酒井 正明